

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 6 年 5 月定例会)

1 開催日時 令和 6 年 5 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 28 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (11人) 欠席委員 (0人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (18人)

浪江地区担当	緒形 亘	大堀地区担当	小野田 浩宗
浪江地区担当	川島 優	苅野地区担当	藤田 一宏
幾世橋地区担当	安部 正之	苅野地区担当	田中 静夫
幾世橋地区担当	木村 耕治	苅野地区担当	高田 秀光
幾世橋地区担当	上田 順一	苅野地区担当	上野 和人
請戸地区担当	脇坂 薫	苅野地区担当	横山 良男
請戸地区担当	荒川 勝己	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	桑原 泉	津島地区担当	石川 昭悦
大堀地区担当	遠藤 定郎	津島地区担当	関場 健治

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	1 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	1 件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	1 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	2 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	2 件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	1 件
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	1 件
議案第8号	農地利用集積計画の策定申出にかかる承認依頼に対し審議の件	1 件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子

議長

それでは、只今より 5 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 10 番紺野委員および 11 番神長倉委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第 18 条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。
暫時休議します。
(○○委員退席)
再開します。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員

室原担当の高田です。
申請内容についてご報告いたします。譲渡人○○さんとは、5 月 19 日電話にて確認をいたしました。今回の申請内容に問題は無いということを確認いたしました。
譲受人一般社団法人○○○代表理事○○さんとは、5 月 19 日電話で確認いたしました。一般社団法人○○○は、浪江町にコミュニティの場所をつくることを目的に始められたということです。また、室原に観光牧場を開設し、町内外から人を集めたいと言っておりました。現在社団法人は会員 220 名ほどいるそうです。
申請地には、ニンジン等の野菜を作り、隣地で放牧等をする予定だそうです。厩舎等に人員を 4 名ほど配置し、7 頭で当面運用されるということです。
帰還困難区域の室原に人が集まる場所ができることは、室原としても大歓迎ですし、できることは協力していきたいというふうに思っております。
計画や事業内容等から見て、妥当性があり問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして、

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1 番、

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番 及び

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 2 番について、関連しておりますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは一括審議といたします。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1 番、

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番 及び

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 2-1・3-1 の 1 番、5-1 の 2 番読み上げ)

本件は、営農型発電設備設置の申請で、パネルの下での営農者が、新地町の認定農業者である㈱〇〇〇、パネル設置に係る 区分地上権設定 と支柱部分の一時転用については、東京都の㈱〇〇〇という事業者になっております。

先月、申請代理人より現地調査直前に、申請地の位置出しができない旨連絡があったことから、現地調査ができませんでした。そのため継続案件となっています。

申請地の位置について 5-21、5-22 ページをご覧ください。川添南上ノ原 〇〇の北側に位置する畑で、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。

5-64 ページをご覧ください。第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

5-23 ページをご覧ください。図のようにパネルの下で農地でサツマイモを栽培する計画となっております。それ以外の農地ではクロマツを植栽する計画となっております。

一般基準の資力についての確認は、残高証明書等を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-59 ペー

ジが確約書、5-60 ページが調整状況報告書、ページが前後して申し訳ありません。5-32 ページが当該地での収支計画書となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。
本件は継続案件ということで、先月浪江地区担当の緒形さんから報告の通りとなります。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 今回、現地調査で現場に到着したとき、筆の位置出し、転用箇所の支柱の位置出しができておりませんでした。また、事前に事務局へ報告のあった事業者ではなく、太陽光発電施設の設置を請け負う業者が、委任状もなく現場へ説明をしに来たことから、現地調査をすることができませんでした。杭が4カ所必要なのに1カ所だけで、境界がわからなかったため、継続審議というふうに考えます。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは、本件については現地調査が不調であったことから、継続審議とすることでよろしいでしょうか。
(異議無し)
それでは、議案第2号1番、議案第3号1番、議案第5号2番については、継続審議とします。

つづきまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第18条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。
暫時休議します。
(〇〇委員退席)
再開します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書4-1 ページ 1 番読み上げ)
4-1 ページ差し替え (追加・差し替え資料④)
備考の欄の「一時転用」は「恒久転用」へ訂正しました

申請地の位置については、4-8、4-9 ページをご覧ください。山麓線から

西に 700mほど入ったところにある農地です。
農地の種類は、東側と南側に広がる 10ha 以上の一団の農地と接続していますので、第 1 種農地となります。第 1 種農地は原則転用ができませんが、本件は申請地北側の宅地等で、馬を活用したコミュニティ創出活動や体験型事業の展開などを行っている一般社団法人〇〇〇が、地域住民と馬と自然が共生するための拠点づくりのために行うもので、そこに居住する者の業務上必要な施設という位置づけであり集落接続事業に該当しますので、立地基準は問題ありません。
一般基準の資力につきましては、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。また、土地の形状等変えるものではありませんので、排水や日照等、周辺農地への影響もないものと考えられます。
土地利用計画図について、4-10 ページをご覧ください。柵を設けた放牧場を 2 カ所と丸馬場を整備する計画となっております。
本件は 3,000 m²以下の集落接続事業ですので、当委員会が許可権者となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 室原担当の高田です。
先程の説明通りですが、今回の場所は、放牧地とか丸馬場、トレーラー等を設置する予定の場所になっております。計画とか事業内容をお聞きした限りでは問題ないというふうに思慮しています。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

神長倉委員 11 番神長倉です。
申請地は、私の家のすぐ隣で、ここは少し湿地、ちょっと雨が長くなるとかなりぬかるんでしまいます。地元の水利組合の許可を得て、U 字溝に穴を開けるかなんかしなくちゃならない、その辺どんなふうにするのか。
〇〇くんとは、先月末に話した際、近くを馬で散歩したいとか夢があるようなので、私も隣なんのでいろいろ協力していきたいと思っています。法面から水路の所まで半分しか草刈りしてなかったの、指導して水路の U 字溝の所まで全部草刈りの管理はするように話したいと思います。
よろしく審議お願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 4 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 4 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
賃借権設定 2 番についてですが、こちらも委員本人が関わっておりますので、○番○○委員退席の状態のまま議事を進めてまいります。
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
賃借権設定 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 4-1 ページ 2 番読み上げ)
4-1 ページ差し替え (追加・差し替え資料④)
備考の欄の「第 2 種農地」を「第 3 種農地」へ訂正しました

申請地の位置については、4-22、4-23 ページをご覧ください。旧浪江中学校入口から西に 300m ほど進んだ、町道前畑上ノ原線沿いにある農地です。

都市計画用途区域内の農地で第 3 種農地のため、原則転用許可となり、立地基準は問題ありません。

転用の期間は、令和 8 年 3 月末日までの 3 年以内の一時転用となります。4-28 ページの顛末書をご覧ください。併用地である宅地とまたがって、すでにプレハブの事務所および看板が設置されている状態であり、今回追認を求めるものとなっております。

土地利用計画図について、4-24 ページをご覧ください。加倉地区のほ場整備の現場事務所として、プレハブの事務所、駐車場、看板の設置場所という計画となっております。

公共下水道への接続を行うため汚水は問題ありません。また、日照についても周辺の農地への影響は特段ないと考えられます。

本件は 3,000 m²以下の非線引き用途区域内農地の申請ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員

浪江地区担当の川島です。
設定人○○さんとは 5 月 17 日に電話でお話をしました。○○さんから、近くを通りかかった際に、事務所や看板ができていないことに気づいて、地元の○○○さんを通じて状況を確認したところ、どうもほ場整備事務所に使われてしまっているようだというを確認したそうです。それで今回の申請に至ったということでした。

それから、設定人○○さんには 5 月 18 日に電話で確認しました。ほ場整備の事務所に使うということで会社のほうから電話があったので、承知したということでした。

それから、被設定人○○○さんとは、5 月の 15 日の現地調査の際に担当者の○○さんという方とお話をしました。当初会社○○○さんだったかと思うんですが、現在の場所を紹介されて、特に境界を確認しないまま計画を通してしまったということです。今回地権者に指摘を受けて、改めて今回の申請に至ったということを聞いております。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9 番中野です。
15 日に事務局以下、委員長、川島推進委員、私で現地調査しました。推進委員の川島さんからあった通りでございまして、なんら問題ありません。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
。議案第 4 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 4 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
使用貸借権設定 1 番についてですが、こちらも委員本人が関わっておりますので、引き続き○番○○委員退席の状態のまま議事を進めてまいります。

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
使用貸借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 5-1 ページ 1 番読み上げ)
5-1 ページ差し替え(追加・差し替え資料⑤)
備考の欄の「第 2 種農地」を「第 3 種農地」へ訂正しました

申請地の位置については、5-8、5-9 ページをご覧ください。国道 114 号線沿いから南に入った、加倉地区のほ場整備が行われているところに隣接した農地になります。

都市計画用途区域内の農地で第 3 種農地のため、原則転用許可となり、立地基準は問題ありません。

土地利用計画図は、5-10 ページをご覧ください。ミーティングハウス、駐車場、ブロック塀および進入路となります。

5-13 ページの顛末書をご覧ください。すでにミーティングハウス、駐車場、ブロック塀および進入路となっており、今回追認を求めるものとなっております。また、顛末書内にある航空写真を追加・差し替え資料⑥としてお配りしておりますので、ご確認ください。

本件は 3,000 ㎡以下の非線引き用途区域内農地の申請ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員	浪江地区担当の川島です。 被設定人〇〇さんとは 15 日の現地確認の際に本人とお話しをしました。設定人〇〇は〇〇さんの母親で、現在同居しておりますが、〇〇さんが母親から全て委任されているので〇〇さんのみに確認を取りました。本来であれば、自宅の進入路は 114 号線に面している北側となっているんですが、南側にも畑の一部を進入路として使っていた経緯があったそうです。 今回、大型トラック等の切り返しや進入もあるので、5m程度に拡張したいと申請を考えていたところ、下のブロック塀の中も宅地ではなくて、農地だったということが判明し、今回の申請に至っているということです。 宅地の中は、〇〇さん自身が復興組合とか、えごま管理耕作組合、長ネギ管理耕作組合等々いろいろと立ち上げおり、人が集まる機会が多いということで、ミーティングスペースそれから、駐車場のスペースとして取ってしまった後だったということです。以上です。よろしくお願いします。
議長	つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。
中野委員	9 番中野です。同じく 15 日に現地調査を行いました。顛末書にある通りで、川島委員から説明あった通りです。よろしくお願いいたします。
議長	事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (質疑無し) 質疑無しと認めます。 それでは採決に入ります。採決は起立により行います。 議案第 5 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。 (起立多数) 起立多数であります。よって議案第 5 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。 ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。
事務局	つづきまして、 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番、事務局の説明を求めます。 説明いたします。(議案書 6-1 ページ読み上げ) <u>6-1 ページ差し替え(追加・差し替え資料⑦)</u> 備考の欄の「一時転用」と「恒久転用」へ訂正しました <u>6-5 ページ差し替え</u> 申請書の「7 その他参考となるべき事項」の中に、フェンス内外の除草について追記したもの <u>6-10 ページ差し替え</u> 東側の農地と段差があり、筆の境界ギリギリにフェンスを設置してしま

うときれいに除草ができなくなる恐れがあることから、フェンスの位置を内側にしよう指導したことから、差し替えとなっています

6-11 ページ差し替え

印刷が不鮮明だったため差し替え

本件は株式会社〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備設置に係る申請です。

申請地の位置について 6-8、6-9 ページをご覧ください。国道 114 号線の浪江 IC 入口から 300m ほど西へ進み、そこから南へ入ったところの農地です。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。

6-14 ページをご覧ください。第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書等を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、提出された書類上は、排水や日照等、特段問題ないと考えられます。

周辺の農地への影響ですが、現地調査でご指摘のあった、東側に隣接している〇と〇の農地への出入りに支障が出るのではないかと懸念ですが、〇-〇の地権者である〇〇さんより、ここを通過して出入りすることの許可をいただいているため、申請地へパネルを設置しても支障はないとの判断となりました。

本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員

室原担当の高田です。

設定人〇〇さんとは 5 月 6 日に面談いたしました。今回の賃貸契約内容は、問題がないということでした。

それから、〇〇さんとは 5 月 10 日面談で確認をいたしました。〇〇さんの方もこの内容で問題ないということでした。

株式会社〇〇〇さんとは、開発部開発課〇〇さんと 3 月 4 日現場で説明を聞きました。5 月 15 日現場調査を行いました。会長はじめ、現地調査委員、事務局が同行しましたが、草が刈られていなくて境界線が不明でした。

それから、申請地に太陽光発電施設が設置されると、隣地の農地へ出入りができないというふうに思ってます。事務局の方から通行許可が出たというお話なんですけど、〇〇さんの所（〇番〇）を通ると、段差があって通れないんです。6-11 の図面を見ていただくとわかりますが、〇〇さんの宅地（〇番〇）があって、そこが道路と面してるんで、〇〇さんの通行許可がなければ〇〇さんの道路を通ることができません。ですから、東側の農地管理ができないような状態になるんでないかなと懸念しております。現状ではちょっと難しいというような案件ではないかなとい

うふうに思っております。以上です。

議長

休議いたします。
(農地への出入りの仕方について)
再開します。
つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

神長倉委員

11 番神長倉です。
農業委員会事務局、中野委員と一緒に現地調査したわけですが、現地調査で話したとと食い違っていました。
実際は〇-〇に通路を設けてもらうということを話したと思います。そうでなければこの〇と東の農地の保全管理に入っていけないと。
というのは、〇〇さんのところの水田畦畔がブロック塀で作ってあって、そっちからは入れないというのが現状です。あとは〇〇さんの道路から 1m 以上の段差があり、〇〇さんのところだとそんなに段差なく入れるという状況でした。よろしくお願いします。

議長

9 番。

中野委員

〇〇さんの田(〇番、〇番)がありますが、その上にも〇〇さんの田があります。〇〇さんの水田畦畔がコンクリートなので、トラクターで入ると身動きが取れなくなってしまう。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番。

中野委員

今回の申請については、隣の田について考えなくてもよいのかと思います。ただ、管理等については、考えなくてはならないと思います。

紺野委員

現地調査の際、境界線が不明だとなっております。

議長

事務局の説明内容、地元推進委員の説明、現地調査委員の説明で情報が収集、周知がされていないため、〇番〇を使用するためにも現地をよく見て確認する、境界の確認が必要なので、継続審議でよろしいでしょうか。
(異議なし)
よって議案第 6 号 1 番は、継続審議といたします。

つづきまして、
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第 18 条の規定により、〇番〇委員の退席を求めます。
暫時休議します。

(〇〇委員退席)
再開します。

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 7-1 ページ 読み上げ)

申請地の位置については、7-4、7-5 ページをご覧ください。議案第 5 号 1 番の農地の南側に位置する場所です。
平成 17 年 4 月 14 日付で転用許可となっている事業の計画変更案件です。内容は、ミニ〇〇センター設置にかかる農業用倉庫建築です。
7-10 ページの顛末書をご覧ください。許可後に周辺への排風音対策のために、排風ダクト管を L 字に変更し、あわせて遮音壁を設置するため、許可面積よりも 57 m²大きい 290 m²を使用してしまったことで、今回事業計画変更の追認を求めるものとなっております。
震災後、ミニ〇〇センター、ダクト管および遮音壁を撤去しましたが、入ってしまった水路は残ったままとなっており、土地の形状的にも現状のまま分筆して地目変更をしたほうが、〇番の残地も活用しやすいことからこのような申請となりました。
撤去から現在に至る 8 年間、農機具の倉庫として使用しているため、周辺の農地等への影響はないと考えられます。
説明は以上となります。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。
申請人〇〇さんとは 5 月 15 日現地調査の際に本人と直接お会いしてお話をしました。平成 11 年に〇〇センターとして設置していたそうですが、その時に騒音がひどくて、ダクト管を L 型に変更、遮音壁を許可を受けずに設置してしまったということです。現在は倉庫としての利用ということになりますが、現況にあわせてそのまま使用させていただきたいということで申請に至ったということでした。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9 番中野です。
同じく 15 日に現地調査してまいりました。7-10 ページの顛末書にある通りでございます。あと、差し替えて 7-1 の①写真載っているとありますが、なんら問題は無いと思いますが、よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 7 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第7号1番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして、
議案第8号 農用地利用集積計画の策定申出にかかる承認依頼に対し審議の件 1番ついて、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書8-1 ページ読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上田推進委員 幾世橋地区担当の上田です。
5月16日に買い手の〇〇さんと電話で確認し、〇〇〇からの話で譲渡することにし、土地を活用していきたいとのことです。
〇〇さんは現在、地区の復興組合長及び中心的な担い手として営農活動をしております。今回の事業は、農業経営基盤強化促進事業を活用したとのことです。
売り手の〇〇さんとは、5月17日日本人不在のため奥さんが対応してくださいまして電話でお話したところ、申請の通り間違いはないとのことです。
尚、所有権以外の権利者である〇〇〇の担当者より、5月14日電話で経過等の説明を受けました。以上、審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第8号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第8号1番に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 6 年 5 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 28 分

議 長

議事録署名人 (10 番)

議事録署名人 (11 番)